

広島県告示第三千六百六十六号

令和四年二月八日に専決処分をした予算は、次のとおりである。

令和四年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和3年度広島県一般会計補正予算(第15号)

令和3年度広島県一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,389,923,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		57,269,876	1,260,000	58,529,876
	2 基金繰入金	57,089,992	1,260,000	58,349,992
歳 入	合 計	1,388,663,246	1,260,000	1,389,923,246

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		121,394,390	1,260,000	122,654,390
	2 工鉱業費	111,635,709	1,260,000	112,895,709
歳 出	合 計	1,388,663,246	1,260,000	1,389,923,246